

2022年度(第15回)全国小学生ゴルフ大会 競技規定

JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

③0725

期 日 : 9月19日(月/祝)
場 所 : 芦屋カンツリー倶楽部
〒659-0002 兵庫県芦屋市奥山1-25 Tel. 0797-31-0501
主 催 : 公益財団法人 日本ゴルフ協会
後 援 : 読売新聞社

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 18ホール・ストロークプレー
4. 使用球 : 適合球リストの条件(ローカルルールひな型G-3)を適用する。
5. ゴルフシューズ : 『ローカルルールひな型G-7』を適用する。(19項A参照)
6. 移動 : 『ローカルルールひな型G-6』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
7. キャディー : ラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ローカルルールひな型H-1.2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなり、共用のキャディーがゴルフバッグを運搬します。
8. 競技終了時点 : 本大会は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
9. 参加資格 : (1) JGAジュニア会員であること。
(2) 各地区連盟小学生大会による上位成績者(男子50名、女子(出生時)40名)。各地区割当数は、各地区小学生大会開催までに各地区連盟に通知する。
(3) JGA特別承認者
10. 賞 : 男女各優勝～3位 メダル(同位表彰)
11. 記念品 : ネームプレート
12. 参加申込と締切日 : 参加希望者は、参加料を8月15日(月)以降、**現金書留**を利用して支払うこと。**所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料(¥5,000-税込)と共に9月2日(金)16:30までに直接日本ゴルフ協会へ送付すること。(インターネット、電子メール、電話及び日本ゴルフ協会への持ち込みによる参加申込みは受理しない。)**
送付先 : 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-24-2 八丁堀第一生命ビル4階
(公財)日本ゴルフ協会「全国小学生ゴルフ大会参加申込」係
TEL.03-6275-2644
13. 参加料 : 5,000円(消費税含む)
注1: 競技規定12項に記載の締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金する。その際にかかる手数料は申込者の負担とする。
注2: 競技規定12項に記載の締切後に出場を辞退した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)
14. プレー費とその他費用 : 練習日、競技日共に個人負担となります。
15. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2022年度(第15回)全国小学生ゴルフ大会参加申込書」により、(公財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
(1) 2022年度(第15回)全国小学生ゴルフ大会(以下、大会と称する)の参加資格の審査
(2) 大会の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②大会の開催に際し、大会関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、

生年月日、所属(学校名及び学年)、その他選手紹介情報並びに大会の競技結果の公表を含む。
(3)この申込書による参加者の個人情報と、その大会における競技結果の記録の保存、並びに大会終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

16. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本大会(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(公財)日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を(公財)日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

17. 指定練習日 : 9月18日(日)

※指定練習日の予約受付は、9月1日(木)10:00より開始します。

18. 記念品 : ネームプレート

19. 注意事項 : A: 5項で規制されるシューズ以外でも、パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。

B: 平成28年12月13日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が拡がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGAホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。